

令和8年度「生活文化振興事業」募集要項

1 目 的

本要項は、令和8年度「生活文化振興事業」の実施に当たり、生活文化に係る活動を行う団体等を公募し、選定する手続について、必要な事項を定める。

2 事業趣旨

本事業は、市域に広がる豊かな自然の恵みにより育まれ、人々が紡いできた京都の本質的な価値・魅力である「生活文化」について、幅広い世代、特に、次世代を担う子どもや若い世代の関心及び理解を深め、生活文化の更なる普及・継承を図るため、試行的に実施するもの。

生活文化を担う団体等を公募のうえ選定し、当該団体等による活動の成果発表や、子どもや若い世代を対象としたワークショップ等の1日イベントを実施する。これにより、各団体等の活動の活性化を促すとともに、京都市と各団体等との双方向のコミュニケーションの下、多様な主体が自分事として公共にかかわることができる機会を創出する。また、イベントは広く参加者を募集することで、京都や生活文化の価値・魅力に共感する多彩な人々がつどい、つながり、交ざり合う機会となり、そのつながりから本質的な価値・魅力の継承や、新たな価値の創造が期待できる。

また、イベント実施会場は国の登録有形文化財に登録されている京都市役所本庁舎を活用する。

3 事業概要

(1) 対象分野

文化芸術基本法が定める生活文化（茶道、華道、書道、食文化など）

(2) 対象イベント

団体等の活動の成果発表やワークショップ等を内容とする生活文化に係る事業
ただし、次の要件を全て満たすこと。

ア 子ども（主には小学生～高校生）をはじめ、これまで生活文化に馴染みの薄い方が生活文化に関心を持ち、理解が深められるように、実際に生活文化を体験できる内容を含むこと。

イ 採択団体等は、当該団体等の関係者に限らず、広く参加者を募集すること。

なお、イベントの実施に当たり、参加者に対して、団体等の紹介や団体等事業のチラシ等の配布は妨げないが、過度な勧誘行為は禁止とする。

(3) イベント実施会場（利用可能な会場）

京都市役所本庁舎 4階 正庁の間、和室

1階・地下1階 オープンスペース、屋上庭園

(4) イベント実施期間

令和8年12月から令和9年3月まで

上記期間のうち、団体等が希望する1日をイベント実施日とする。

ただし、イベント実施日時は、庁舎の利用状況及び各採択団体等の希望日を踏まえて、採択後に調整することとする。また、調整の結果、複数の採択団体等が異なる会場にて同日にイベント実施する場合もある。

4 応募資格

住所地、活動拠点又は活動の発表場所のいずれかが京都市内にあり、生活文化に係る活動を行う団体であって、次のいずれにも該当しないこと。個人の場合もこれに準ずる。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 暴力団その他反社会的勢力又はこれらと密接な関係を有する団体
- (3) 法令又は公序良俗に反する活動を行う団体
- (4) 本事業の趣旨に反する活動又は事業目的外の勧誘活動を行うおそれがある団体

なお、本事業が想定する団体とは、法人格を有するものに限らず、以下の全てを満たすものであれば、応募資格を有するものとする。

- ア 団体としての意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- イ 自ら経理し、監査する会計担当者を有していること
- ウ 団体としての事務所又はそれに準ずる活動拠点を有していること

5 採択件数

若干数

※同一団体等から複数の応募があった場合は、いずれも審査の対象とするが、採択は1団体等につき1件に限る。(同一団体等が複数回の実施を希望する場合でも1回限りとする。)

6 採択団体等と京都市の役割分担

(1) 採択団体等

- ア イベントの企画・運営、参加者の募集、当日に向けた準備、来場者の安全管理
- イ 前号に掲げる業務に係る経費の負担
- ウ イベント実施後の事業報告

(2) 京都市

- ア イベント実施会場の無償提供 (一部の備品についても提供可能)
- イ 広報協力 (市内文化施設等へのチラシ配架 (チラシは採択団体等で用意すること)、京都文化芸術オフィシャルサイト「KYOTO ART BOX」へのイベント情報掲載、「市民しんぶん」への掲載など)
- ウ 参加者募集ツールの無償提供 (「京都いつでもコール」など)
- エ イベント当日の立会い (当日の運営は採択団体等が行う)
- オ イベント実施後の成果の取りまとめ及び情報発信

7 応募手続等

(1) 募集期間

令和8年9月11日（金）～同年10月13日（火）午後5時 ※厳守

(2) 提出書類

応募に当たっては、提出期限までに次の書類をデータで提出すること。

ア 応募申請書（第1号様式）

イ 企画提案書（第2号様式）

ウ 収支予算書（第3号様式）

エ 団体等の概要書類（任意様式）

（ア）役員名簿 ※団体が申請する場合は必須

（イ）過去の活動実績が分かる資料 ※必須

（ウ）規約・定款 ※有する場合のみで可

(3) 提出方法

「11 提出・問合せ先」宛に、提出書類を電子メールに添付のうえ、提出すること。

※電子メール以外の方法では受け付けない。提出に当たっては、メールタイトルを

「生活文化振興事業の応募（団体等名）」とすること。

(4) 質問及び回答

募集内容についての質問を受け付ける。ただし、評価基準に関する質問には回答しない。

質問する場合は、「11 提出・問合せ先」宛に、質問内容を電子メールの本文に記載のうえ、提出すること。

※電子メール以外の方法では受け付けない。提出に当たっては、メールタイトルを

「生活文化振興事業の質問（団体等名）」とすること。

なお、質問の回答は、同メールの本文にて返信するとともに、受け付けた質問の内容及び本市の回答を、令和8年9月30日（水）までに京都市情報館で公表する。

(5) 質問の受付期限

令和8年9月25日（金） ※受付期限終了後に提出された質問には回答しない。

(6) 注意事項

応募に当たっては、次の事項を承知のうえで提出すること。

ア 応募にかかる経費は、申請する団体等の負担とする。

イ 提出された応募書類は返却しない。本市の承諾を得た場合のみ修正可能とする。

ウ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は失格とする。

エ 応募書類に虚偽の記載をした場合は無効とする。

オ イベント参加料は申請する団体等が任意に設定し、その収入は全て当該団体等に帰属する。ただし、材料費等の実費相当額を基本とし、著しく高額と認められる場合は、本市から見直しを求める。また、当該団体等による関連グッズ等の販売については制限しないが、販売の内容については、本事業の趣旨及び目的との整合性を踏まえて、本市が適否を判断する。

カ イベントで飲食物を取り扱う場合は、必要に応じて、採択団体等が保健所への手続きを行う。ただし、火気は厳禁とする（電気ポット、IH クッキングヒーター、ホットプレート等の火炎を発生させない電気式加熱機器は使用可）。

キ 採択団体等は、参加者の安全管理の観点から、イベントの実施に当たり、必ずイベント保険に加入する。

また、庁舎の使用に当たって、イベント開催後は原状回復をしていただく必要があるため、施設賠償責任保険の加入を推奨する。

ク 採択団体等は、施設管理の観点から、イベントの実施に当たり、必ず本市の指示に従う。また、災害の発生等やむを得ない事情により、本市からイベント実施時期の変更をお願いする場合がある。

なお、やむを得ず事業を中止する場合でも、イベント実施のためにかかった経費の補償はしない。

ケ 採択された提出書類の記載事項の変更やイベントの中止については、本市の事前承認を必要とする。

8 イベント実施会場の下見

(1) 下見の希望

本事業のイベント実施会場である京都市役所本庁舎の「正庁の間」及び「和室」については、通常は一般公開されていないため、本市で下見の実施日を設定したうえで、下見の希望を受け付ける。

希望する場合は、「11 提出・問合せ先」宛に、「希望実施回」及び「参加人数」を電子メールの本文に記載のうえ、提出すること。

※電子メール以外の方法では受け付けない。提出に当たっては、メールタイトルを「生活文化振興事業の下見希望（団体等名）」とすること。

(2) 下見の実施日時

第1回：令和8年9月18日（金）午前11時～正午

第2回：令和8年10月5日（月）午後3時～午後4時

※当日の集合場所等については、希望者にのみ別途メールする。

※上記の実施日時以外での希望は受け付けない。

※下見の希望の有無は審査に影響しない。

9 審査

(1) 審査方法

- ・採択に当たっては、審査委員会を設置し、提出書類に基づき審査を行う。
- ・同一団体等から複数の応募があった場合は、いずれも審査の対象とするが、採択は1団体等につき1件に限る。
- ・審査は評価基準に基づき実施し、評価点が満点の6割以上の評価を得たものの中から、庁舎の利用状況及びイベントの開催時期を鑑み、上位の提案を採択する。

(2) 評価基準

採択に当たっては、【別表】評価基準に基づき、総合的に評価する。

(3) 審査委員会

審査委員会は、以下の5名で構成する。

○委員長 文化市民局文化芸術都市推進室長

○委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課事業推進担当課長

○委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及・活用担当課長

○委員 行財政局総務部庁舎管理課長

○委員 公益財団法人京都市芸術文化協会専務理事

(4) 審査結果の通知

- ・審査結果については、採択・不採択にかかわらず、全ての応募者に書面（第4号又は第5号様式）にて通知する。
- ・審査結果についての質問や異議申立は受け付けない。

10 採択後の手続等

(1) イベント実施会場及び実施日の調整

庁舎の利用状況及び各採択団体等の希望を踏まえて、会場・日時を調整する。

会場の準備・片付けは、原則、当日中とする。ただし、イベント内容に応じて、前日の準備が必要かを個別確認する。

(2) 共催申請

採択団体等は、庁舎の使用に際し、本市とのイベント実施会場及び実施日の調整後、速やかに「共催申請書」（第6号様式）を提出すること。

（共催申請の受付から決定通知までの標準処理期間は、2週間を目安としている。）

(3) イベントの周知

「共催申請書」に基づき、京都市情報館等でイベントを周知する。採択団体等がチラシ等の広報物を作成する場合は、以下のクレジットを記載すること。

○主催：申請者

○共催：京都市

○「令和8年度生活文化振興事業採択事業」の表記

(4) 変更・中止

採択された応募書類の記載事項の変更やイベントの中止については、本市の事前承認を必要とし、その旨は、イベント実施日の1か月前（又はイベント周知前）までに相談すること。

なお、採択内容の変更に限っては、本市に相談のうえ、評価基準の評価項目に該当すると本市に判断された場合、速やかに「採択内容変更申請書」（第7号様式）を提出すること。採択内容の変更の許可については、審査結果に影響する内容であるかを審査委員会で検討し、採択の取消も含め、書面（第8号様式）にて通知する。

※変更や中止は、参加者含め多大な影響が生じるため、災害の発生等やむを得ない場合

を除き、イベント周知後の変更や中止はできない。

(5) 事業報告

採択団体等は、イベント終了後 1 か月以内に次の書類を提出すること。

ア 事業報告書（第 9 号様式）

イ 収支決算書（第 10 号様式）

ウ イベントのチラシ等の広報物、記録写真等イベント当日の状況が分かる資料

11 提出・問合せ先

京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課 担当：中西、立木

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎地下 1 階

メールアドレス：bunka@city.kyoto.lg.jp